平成２４年（フ）第２６号
富山県高岡市源平町30番地
破産者　金平銑一郎
1　決定年月日　平成25年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第１５５号
富山県高岡市内免１丁目４番４号
破産者　徳田仏具鋳造所こと　徳田　和久
1　決定年月日　平成25年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第１５８号
富山県高岡市福岡町下蓑新460番地　カナアン末広303号室、旧住所富山県高岡市羽広176番地１
破産者　池田　園枝
1　決定年月日　平成25年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第２３５３号
愛知県東海市加木屋町丸根７番地の７　加木屋寮
破産者　長谷川義洋
1　決定年月日　平成25年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２４５８号
名古屋市昭和区八事富士見1404番地　ＦＩＳ名古屋223号
破産者　皆川　和雄（旧姓阿部・山森）
1　決定年月日　平成25年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５５号
愛知県海部郡大治町大字砂子字村東2336番地の２　エミネンス名西102号
破産者　余語　幹男
1　決定年月日　平成25年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２０１号
名古屋市南区赤坪町20番地　赤坪寮３号館16号室、従前の住所名古屋市港区春田野３丁目1005番地　テンプルサイト二村201号
破産者　中嶋　一広
1　決定年月日　平成25年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５４０２号
大阪市都島区高倉町２丁目９番８―304号
破産者　本間　行夫
1　決定年月日　平成25年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６３０４号
大阪府枚方市長尾谷町２丁目３番地の１702、前住所大阪府枚方市津田元町２丁目52番33号
破産者　木田　健志
1　決定年月日　平成25年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６４９９号
大阪市東成区東中本２丁目９番16―505号
破産者　小黒　智子
1　決定年月日　平成25年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６５８７号
大阪府高槻市富田町１丁目18番１－Ｂ305号、前住所大阪府高槻市塚原４丁目12番３―203号
破産者　太田　英輝
1　決定年月日　平成25年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１号
和歌山県橋本市高野口町応其245番地の10
破産者　曽和　　紘
1　決定年月日　平成25年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６２６号
大阪市城東区永田４丁目16番３号　ファミール藤田401
破産者　池田　珠美
1　決定年月日　平成25年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８９５号
大阪市平野区平野宮町１丁目８番３―1064号
破産者　安田　昌史
1　決定年月日　平成25年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９１６号
大阪府東大阪市川田１丁目16番30号
破産者　辻井　和彦
1　決定年月日　平成25年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９１７号
大阪府東大阪市角田２丁目１番３号
破産者　ＮＴテクノこと　中村　　均
1　決定年月日　平成25年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１０４３号
大阪市住吉区長居２丁目５番７号　マンションイシカワＢ―３号
破産者　鎌田　末則
1　決定年月日　平成25年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１１６３号
大阪府豊中市曽根南町３丁目11番13号
破産者　木原田位子
1　決定年月日　平成25年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１８０号
大阪府羽曳野市野々上４丁目６番６号、前住所大阪府羽曳野市伊賀３丁目４番11号
破産者　山角　拡樹
1　決定年月日　平成25年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係